

【表紙】

| | |
|---------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 平成27年4月17日 |
| 【会社名】 | エスフーズ株式会社 |
| 【英訳名】 | S Foods Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 村上真之助 |
| 【本店の所在の場所】 | 兵庫県西宮市鳴尾浜一丁目22番13 |
| 【電話番号】 | (0798)43局1065番 |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役管理本部長 安岡信幸 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 兵庫県西宮市鳴尾浜一丁目22番13 |
| 【電話番号】 | (0798)43局1065番 |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役管理本部長 安岡信幸 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 新株予約権付社債 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等) |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当 9,022,500,000円 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | エスフーズ株式会社東京支店 (千葉県船橋市浜町3丁目2番3) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年4月16日に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、同日に「新株予約権の行使時の払込金額」が確定し、その他関連する事項が決定されましたので、これらを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)

「償還の方法」欄

(新株予約権付社債に関する事項)

「新株予約権の行使時の払込金額」欄

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

d. 割り当てようとする株式の数

3 発行条件に関する事項

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

5 第三者割当後の大株主の状況

第三部 参照情報

第1 参照書類

5 臨時報告書

第2 参照書類の補完情報

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ (下線)を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行新株予約権付社債（短期社債を除く。）】

「償還の方法」欄

(訂正前)

| | | | | | | | | | | | |
|--|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 償還の方法 | 2. 社債の償還の方法及び期限 | | | | | | | | | | |
| | (5) 組織再編行為による繰上償還 | | | | | | | | | | |
| | < 前略 > | | | | | | | | | | |
| | 組織再編行為償還金額(%) | | | | | | | | | | |
| | 償還日 | 参照パリティ | | | | | | | | | |
| | | 60 | 70 | 80 | 90 | 100 | 110 | 120 | 130 | 140 | 150 |
| | 平成27年 5月7日 | 98.48 | 100.00 | 102.34 | 105.63 | 110.00 | 115.55 | 122.38 | 130.54 | 140.11 | 150.00 |
| | 平成28年 5月7日 | 99.11 | 100.56 | 102.80 | 105.93 | 110.11 | 115.51 | 122.29 | 130.48 | 140.02 | 150.00 |
| | 平成29年 5月7日 | 99.22 | 99.87 | 101.41 | 104.16 | 108.35 | 114.06 | 121.33 | 130.10 | 140.00 | 150.00 |
| | 平成30年 5月7日 | 98.04 | 98.81 | 100.44 | 103.28 | 107.57 | 113.46 | 120.98 | 130.02 | 140.00 | 150.00 |
| 平成31年 5月7日 | 98.83 | 99.13 | 100.12 | 102.39 | 106.44 | 112.49 | 120.45 | 130.00 | 140.00 | 150.00 | |
| 平成32年 4月23日 | 99.95 | 99.95 | 99.95 | 99.97 | 101.76 | 110.00 | 120.00 | 130.00 | 140.00 | 150.00 | |
| (注) 上記表中の数値は、平成27年4月15日現在における見込みの数値であり、当初の転換価額の決定時点における金利、当社普通株式の株価、ボラティリティ及びその他の市場動向を勘案した当該償還時点における本新株予約権付社債の価値を反映する金額となるように、当社の代表取締役社長村上真之助が、当社取締役会の授權に基づき、当初の転換価額の決定と同時に決定する。 | | | | | | | | | | | |

(訂正後)

| | | | | | | | | | | | |
|----------------|-------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 償還の方法 | 2. 社債の償還の方法及び期限 | | | | | | | | | | |
| | (5) 組織再編行為による繰上償還 | | | | | | | | | | |
| | < 前略 > | | | | | | | | | | |
| | 組織再編行為償還金額(%) | | | | | | | | | | |
| | 償還日 | 参照パリティ | | | | | | | | | |
| | | 60 | 70 | 80 | 90 | 100 | 110 | 120 | 130 | 140 | 150 |
| | 平成27年 5月7日 | 98.48 | 100.00 | 102.33 | 105.62 | 109.99 | 115.54 | 122.37 | 130.53 | 140.09 | 150.00 |
| | 平成28年 5月7日 | 99.11 | 100.55 | 102.79 | 105.93 | 110.10 | 115.50 | 122.28 | 130.47 | 140.02 | 150.00 |
| | 平成29年 5月7日 | 99.22 | 99.87 | 101.40 | 104.16 | 108.34 | 114.05 | 121.33 | 130.10 | 140.00 | 150.00 |
| | 平成30年 5月7日 | 98.03 | 98.80 | 100.43 | 103.27 | 107.57 | 113.46 | 120.98 | 130.02 | 140.00 | 150.00 |
| 平成31年 5月7日 | 98.83 | 99.13 | 100.12 | 102.39 | 106.43 | 112.49 | 120.45 | 130.00 | 140.00 | 150.00 | |
| 平成32年 4月23日 | 99.95 | 99.95 | 99.95 | 99.97 | 101.76 | 110.00 | 120.00 | 130.00 | 140.00 | 150.00 | |

(新株予約権付社債に関する事項)

「新株予約権の行使時の払込金額」欄

(訂正前)

| | |
|----------------|--|
| 新株予約権の行使時の払込金額 | <p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額</p> <p>(3) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をいう。)は、当初、<u>当社の代表取締役社長村上真之助が、当社取締役会の授権に基づき、平成27年4月16日(本新株予約権付社債の発行決議日同日)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の105%以上で、市場動向等を勘案して決定する。但し、転換価額は本項第(4)号に定めるところにより修正され、また本欄第2項第(1)号乃至第(7)号に定めるところにより調整されることがある。</u></p> <p>2. 転換価額の調整</p> <p>(4) 「特別配当」とは、下記のいずれかの事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金1億円)当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、<u>基準配当金(基準配当金は、各社債の金額(金1億円)を平成27年4月16日又はその翌日に決定する当初の転換価額で除して得られる数値(円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。)に32を乗じた金額とする。)</u>に当該事業年度に係る下記に定める比率(当社が当社の事業年度を変更した場合には、下記に定める事業年度及び比率は合理的に修正されるものとする。)を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。</p> <p>平成28年2月末日に終了する事業年度 1.00 平成29年2月末日に終了する事業年度 1.10 平成30年2月末日に終了する事業年度 1.21 平成31年2月末日に終了する事業年度 1.33 平成32年2月末日に終了する事業年度 1.46</p> |
|----------------|--|

(訂正後)

| | |
|----------------|---|
| 新株予約権の行使時の払込金額 | <p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額</p> <p>(3) 各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額(以下「転換価額」という。但し、別記「組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄において、「転換価額」は、承継新株予約権の行使により交付する承継会社等の普通株式の数を算出するにあたり用いられる価額をいう。)は、当初、2,506円とする。但し、転換価額は本項第(4)号に定めるところにより修正され、また本欄第2項第(1)号乃至第(7)号に定めるところにより調整されることがある。</p> <p>2. 転換価額の調整</p> <p>(4) 「特別配当」とは、下記のいずれかの事業年度内に到来する各基準日に係る当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭を含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における各社債の金額(金1億円)当たりの本新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、1,276,934.4円(基準配当金)に当該事業年度に係る下記に定める比率(当社が当社の事業年度を変更した場合には、下記に定める事業年度及び比率は合理的に修正されるものとする。)を乗じた金額を超える場合における当該超過額をいう。</p> <p>平成28年2月末日に終了する事業年度 1.00 平成29年2月末日に終了する事業年度 1.10 平成30年2月末日に終了する事業年度 1.21 平成31年2月末日に終了する事業年度 1.33 平成32年2月末日に終了する事業年度 1.46</p> |
|----------------|---|

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

d. 割り当てようとする株式の数

(訂正前)

< 前略 >

本新株予約権の全てが平成27年4月15日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の105%を転換価額として行使された場合に交付される株式の数は、3,748,438株となります。

(訂正後)

< 前略 >

本新株予約権の全てが当初転換価額で行使された場合に交付される株式の数は、3,591,380株となります。

3 【発行条件に関する事項】

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

(訂正前)

本新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は、平成27年4月15日現在の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の105%を当初転換価額として計算した場合、平成27年2月28日現在の当社の普通株式の発行済株式総数32,267,721株の11.62%(平成27年2月28日現在の総議決権数279,859個の13.39%)となります。また、転換価額が修正される場合における下限修正価額が当該修正日時点で有効な転換価額の90%に設定されておりますが、同様の前提で当初転換価額の90%に相当する金額を転換価額として計算した場合の潜在株式数は、発行済株式総数の12.91%となり、本新株予約権付社債の普通株式への転換が進んだ場合1株当たりの株式価値の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権付社債の発行とその後の転換の実現により、より充実した財務基盤を築くと同時に、「バラエティーミート世界一、食肉日本一」の経営ビジョン達成に向け、国内外事業の成長施策を実行し、企業価値の継続的な成長を実現していく所存です。また、当社普通株式の直近60取引日における1日当たりの平均出来高は102,287株(上記の前提での潜在株式数3,748,438株の2.73%程度)であり、一定の流動性を有しておりますので、本新株予約権付社債の発行が当社普通株式の流通市場に与える影響は限定的であると考えております。従いまして、本新株予約権付社債の発行は、転換が生じる場合には一時的な1株当たりの株式価値の希薄化が生じるものの、中長期的な観点からは株主の皆様の利益の向上に繋がるため、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

(訂正後)

本新株予約権付社債の発行により発生する潜在株式数は、平成27年2月28日現在の当社の普通株式の発行済株式総数32,267,721株の11.13%(平成27年2月28日現在の総議決権数279,859個の12.83%)となります。また、転換価額が修正される場合における下限修正価額が当該修正日時点で有効な転換価額の90%に設定されておりますが、同様の前提で当初転換価額の90%に相当する金額を転換価額として計算した場合の潜在株式数は、発行済株式総数の12.36%となり、本新株予約権付社債の普通株式への転換が進んだ場合1株当たりの株式価値の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権付社債の発行とその後の転換の実現により、より充実した財務基盤を築くと同時に、「バラエティーミート世界一、食肉日本一」の経営ビジョン達成に向け、国内外事業の成長施策を実行し、企業価値の継続的な成長を実現していく所存です。また、当社普通株式の直近60取引日における1日当たりの平均出来高は102,287株(潜在株式数3,591,380株の2.85%程度)であり、一定の流動性を有しておりますので、本新株予約権付社債の発行が当社普通株式の流通市場に与える影響は限定的であると考えております。従いまして、本新株予約権付社債の発行は、転換が生じる場合には一時的な1株当たりの株式価値の希薄化が生じるものの、中長期的な観点からは株主の皆様の利益の向上に繋がるため、希薄化の規模は合理的であると判断しております。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

(訂正前)

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 | 割当後の 所有株式数 (千株) | 割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合 |
|---|---------------------------------|---------------|----------------------------|-----------------------|--------------------------------|
| 村上 真之助 | 兵庫県姫路市 | 7,990 | 28.55% | 7,990 | 25.18% |
| 丸紅株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目 4番2号 | 4,841 | 17.30% | 4,841 | 15.26% |
| ドイツ証券株式会社 | 東京都千代田区永田町二丁目 11番1号 山王パークタワー | 2 | 0.01% | 3,750 | 11.82% |
| 日本トラスティ・サー ビス信託銀行株式会社 (信託口) | 東京都中央区晴海一丁目8番 11号 | 1,593 | 5.69% | 1,593 | 5.02% |
| 有限会社ファイブエム | 兵庫県西宮市羽衣町5番17- 201号 | 1,122 | 4.01% | 1,122 | 3.54% |
| 伊藤ハム株式会社 | 神戸市灘区備後町三丁目2番 1号 | 838 | 2.99% | 838 | 2.64% |
| 三井物産株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目 2番1号 | 705 | 2.52% | 705 | 2.22% |
| 包括信託受託者 日本トラスティ・サー ビス信託銀行(三井住 友信託銀行再信託分・ 株式会社三井住友銀行 退職給付口) | 東京都中央区晴海一丁目8番 11号 | 610 | 2.18% | 610 | 1.92% |
| 株式会社三菱東京UF J銀行 | 東京都千代田区丸の内二丁目 7番1号 | 322 | 1.15% | 322 | 1.01% |
| 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信 託口) | 東京都港区浜松町二丁目11番 3号 | 312 | 1.11% | 312 | 0.98% |
| 計 | | 18,335 | 65.51% | 22,083 | 69.59% |

(注)

<前略>

3. 「割当後の所有株式数」は、平成27年4月15日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の105%を転換価額として本新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式(以下「当初転換価額での割当株式」という。)の数に「所有株式数」に記載した株式数を加算した数を記載しております。また、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に当初転換価額での割当株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

(訂正後)

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (千株) | 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 | 割当後の 所有株式数 (千株) | 割当後の総議決権 数に対する所有議 決権数の割合 |
|---|---------------------------------|---------------|----------------------------|-----------------------|--------------------------------|
| 村上 真之助 | 兵庫県姫路市 | 7,990 | 28.55% | 7,990 | 25.30% |
| 丸紅株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目 4番2号 | 4,841 | 17.30% | 4,841 | 15.33% |
| ドイツ証券株式会社 | 東京都千代田区永田町二丁目 11番1号 山王パークタワー | 2 | 0.01% | 3,593 | 11.38% |
| 日本トラスティ・サー ビス信託銀行株式会社 (信託口) | 東京都中央区晴海一丁目8番 11号 | 1,593 | 5.69% | 1,593 | 5.04% |
| 有限会社ファイブエム | 兵庫県西宮市羽衣町5番17- 201号 | 1,122 | 4.01% | 1,122 | 3.55% |
| 伊藤ハム株式会社 | 神戸市灘区備後町三丁目2番 1号 | 838 | 2.99% | 838 | 2.65% |
| 三井物産株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目 2番1号 | 705 | 2.52% | 705 | 2.23% |
| 包括信託受託者 日本トラスティ・サー ビス信託銀行(三井住 友信託銀行再信託分・ 株式会社三井住友銀行 退職給付口) | 東京都中央区晴海一丁目8番 11号 | 610 | 2.18% | 610 | 1.93% |
| 株式会社三菱東京UF J銀行 | 東京都千代田区丸の内二丁目 7番1号 | 322 | 1.15% | 322 | 1.02% |
| 日本マスタートラスト 信託銀行株式会社(信 託口) | 東京都港区浜松町二丁目11番 3号 | 312 | 1.11% | 312 | 0.99% |
| 計 | | 18,335 | 65.51% | 21,926 | 69.44% |

(注)

<前略>

3. 「割当後の所有株式数」は、当初転換価額で本新株予約権付社債が全て転換された場合に交付される株式(以下「当初転換価額での割当株式」という。)の数に「所有株式数」に記載した株式数を加算した数を記載しております。また、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に当初転換価額での割当株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

5 【臨時報告書】

(訂正前)

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年4月16日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年5月26日に近畿財務局長に提出

(訂正後)

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成27年4月17日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年5月26日に近畿財務局長に提出

第 2 【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成27年4月16日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成27年4月16日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成27年4月17日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成27年4月17日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載すべき将来に関する事項もありません。